

エルモにおける職員の採用活動について

- エルモにおいては、原則、国家公務員一般職試験の合格者から職員の採用を行い、人事院が示すルール従い、採用希望者に対し適切に採用活動を行う。
 - ※ 採用希望者に係る面接の予約方法等については、エルモHP「エルモの職員になるには」、「官庁訪問について」のとおり
- 職員は、採用希望者に対し、セクシャル・ハラスメント等不適切な対応をしてはならない。不適切な対応をした職員には厳正に対処する。
- 採用希望者等の相談窓口
 - ・ 総務部総務課（複数人で受け付けます。）
recruit_harassment@lmo.go.jp
- 総務部総務課は、上記相談窓口への相談者のプライバシーを保護するため、相談者の氏名や相談内容に係る情報の秘密を厳守する。
 - ※ 非常勤職員等、国家公務員一般職採用試験以外からの採用活動においても、上記に準じて対応する。